

海外経済要録

米州諸国

◇ フォード大統領の経済報告

フォード大統領は1月26日、1976年の経済報告を議会に提出した。本年の経済報告では、恒例の「米国経済の年間回顧」、「今後の経済政策の方針および米国経済の展望」、「世界経済の回顧」の3章のほか、「社会保障問題」に1章を割いているが、特に「今後の経済政策の方針および米国経済の展望」の章においては、マネー・サプライの増加目標値に関する議論および中期的観点からみた設備投資の必要性について各々1節をあて詳細な分析を行っているのが従来にみられなかった特徴である。このうち今後の経済政策と経済展望・金融政策とマネー・サプライおよび設備投資に関する記述の主要点は次のとおり。

- (1) 本年の経済政策は、①高水準の失業率を可能な限り急速に低下させるように運営すべきであるが、②反面過度に拡大的な政策を採れば長期的にみてインフレ等社会的コストを増大させ米国経済を不安定なものにするためモダレートながら息の長い景気回復をもたらすような施策が必要であり、③さらに明年以降の長期にわたる着実な経済成長の基礎を築くものでなければならない。
- (2) 金融政策面では、金融政策当局の先行きのインフレ再燃に対する懸念からみて、現在のマネー・サプライの増加目標値はいずれ下方修正されるかもしれないが、ただその場合、減税等による所得の大幅な増加といった一時的な要因もあって通貨の所得流通速度の上昇率がかなり高まった75年下半期に比べ、今後は必ずしも流通速度の高い上昇率が続くとは考えられないため、予想される名目成長率を維持するに必要なマネー・サプライの増加率が、幾分高くなるという面も配慮すべきであろう。なお、連邦準備制度によるマネー・サプライの増加目標値の設定・公表は、目標値の上限設定によりインフレ再燃回避に役立つとともに、下限設定により景気回復を下支えるという確信を与えるなど景気安定策として有効であり連邦準備制度が目標値を設定・公表していることは適切な措置である。

- (3) 中期的観点から設備投資の展望を行うと、①今後の米国内における新規参入労働者の吸収、②将来の供給力不足の回避、③公害防止投資による環境保全、④エ

ネルギーの自給自足体制の確立等のため、75~80年間ににおいて71~74年間の累積設備投資額(減価償却後、72年価格、4,868億ドル)の約2倍に相当する9,866億ドルの累積設備投資(減価償却後、72年価格)が必要であると推計される。このため、①税制面から投資税額控除率の引上げ、償却加速制度の導入等優遇措置を講ずるとともに、②国際的にみて低水準にある個人貯蓄率の引上げ、さらには、③財政支出の伸びを抑え、財政部門の国民経済に占めるシェア低下を図ることによって、民間設備投資に優先的に資金を配分することが必要である。

(4) なお76年の経済見通しとしては、実質GDP成長率は6~6.5%増加し、GDPデフレーターは前年の+9%から+6%に騰勢純化することとなろう。その際実質GDPの需要項目別見通しは次のとおりになると予想される(前年比、カッコ内は75年の前年比<速報>)。

個人消費	5%増 (0.9%増)
設備投資	4~5%増(11.9%減)
在庫投資	約180億ドル増(注)(179億ドル減)
連邦政府購入	1%増(0.7%減)
地方政府購入	2~3%増(2.4%増)

(注) 経済報告では在庫投資の全体の実質GDP成長率に対する寄与度は1.5%と述べられており、これを予算教書での実質GDP成長率見通し(+6.2%)をもとに逆算した。

◇ フォード大統領連邦準備制度理事会新副議長を任命

フォード大統領は1月15日、1月末日をもって任期満了のミッチャエル連邦準備制度理事会副議長の後任として、ガードナー前財務次官を連邦準備制度理事に任命する旨発表、同29日には上院の承認を得た後、ガードナー氏を同理事会副議長に任命した(2月1日就任)。なお任期は、本年2月1日以降副議長としては4年、理事としては14年となっている。

ガードナー氏は1921年マサチューセッツ州生れ(54歳)、ボストン大学、ハーバード大学を卒業、1949年にハーバード大学院からM.B.A.を取得後、フィラデルフィアのシラード・トラスト銀行に入行、1966年に頭取、1971年に会長になった後、1974年7月31日に財務次官(Deputy Secretary of the Treasury)に就任していた。

欧州およびアフリカ諸国

◇ E C、イタリアの農産物輸出入につき国境税調整措置を実施

E C委員会は2月6日、イタリアの農産物輸出入につ

いて国境税調整措置(注)の発動を決定、9日から実施した。調整金率は、当初6.2%とされたが同月23日9.1%に引き上げられた。今次措置は、イタリア当局の外国為替市場における公的介入停止(1月20日)以降のリラ相場下落により、EC域内におけるイタリアとその他諸国との間の農産物貿易の相対価格が変化したため、これを是正することを目的として実施されたものである。

(注) 共通農業政策に適用される各国平価に対する現行為替相場(週平均)が2.5%以上変動した場合に発動。これにより、イタリアからの農産物輸出については輸出課徴金が課される一方、輸入については輸入補助金が支給されることとなる。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行の貸出基準金利引下げ

1. ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行(Barclays, National Westminster, Midland および Lloyds)は、2月2日、9日の2次にわたり貸出基準金利を各0.5%下げ2月9日以降9.5%とした。また同時に7日もの通知預本金利も同日、同一幅引下げられ2月9日以降5.5%となった。

2. これら引下げに関し Barclays 等は「短期市場金利の低下に追随したものであり、これにより企業の銀行借入れが増大することを期待する」旨述べている。

◇英国政府、選択的物価抑制措置を実施

1. 英国政府は2月11日、産業界および小売業界との合意に基づく、自主的な選択的物価抑制措置(Selective Price Restraint Scheme)を2月16日から実施する旨発表した(50年12月号「要録」参照)。

その概要は次のとおり。

- (1) 対象は、生活関連物資およびサービス関連の約60品目(注)とする。
- (2) 価格引上げ限度は、2月16日以降6か月間で5%(年率10%)以下とする。
- (3) 対象品目のうち予期せぬ原材料コスト上昇のみられた品目については、これを対象から除外することができる。
- (4) 本措置を消費者に周知させるため、新聞、テレビを通じての宣伝キャンペーン等を実施する。

(注) 主要対象品目は次のとおり。

飲食物(パン、ミルク)、衣服、家具、家電製品(洗濯機器、冷蔵庫)、化粧品、たばこ、自転車、書籍<以上、英國製品に限る>、国内郵便料金、電信・電話料金等。

なお、生鮮食料品は、天候等自然要因により価格が不安定なため、当初から本措置の対象外。

また、政府試算によると、対象品目への家計支出は全体の約15~20%を占めるとされている。

2. 本措置の発表に際し、ウィリアムズ物価・消費者保護相は「本措置は、本年夏の終りまでに物価上昇率を年

率10%以下に抑えるという政府目標の線に沿ったものである。現在物価上昇率が鈍化しつつあるだけに、本措置の実施が物価抑制目標達成上十分に効果を發揮するものと確信している」旨見解を表明している。

一方、英國産業連盟(CBI)および小売業協会(Retail Consortium)の両代表は「インフレ抑制は喫緊の課題」としつつも、「本措置は6か月経過後には廃止されるべきである」と述べている。

3. なお本措置と併行して、生鮮食料品(本措置の対象外)関係小売業者は、生活関連物資およびサービスの価格抑制という本措置の目的達成に協力するため、ウィリアムズ物価・消費者保護相との合議の下、肉類、果物、野菜の販売における利益マージン抑制に同意した。

◇英国政府、新雇用促進対策を発表

1. 英国政府は2月12日、総額220百万ポンド(1976年度支出額は140百万ポンド)に上る雇用促進対策を発表した。本措置は、昨75年9月以降実施されている雇用促進対策(50年9月号「要録」参照)の拡充を図ったもので、当面の失業問題に対する短期対策と、産業投資の促進を通じた雇用機会の増大をねらった長期対策とからなっている。

具体的な内容は次のとおり。カッコ内は総額、<>内は1976年度支出額。

(1) 短期対策

イ. 臨時雇用補助金制度の拡充

(イ) 補助金支給期間を現行6か月から12か月へ延長(14.5百万ポンド<9.5百万ポンド>)。

(ロ) 補助金支給対象企業となるための条件(解雇予定期員)を、現行の最低25人から最低10人に緩和(1.5百万ポンド<1.5百万ポンド>)。

ロ. 雇用機会創出計画の拡充(30百万ポンド<30百万ポンド>)…現在、労働力供給委員会を通じ実施している雇用機会創出計画の対象人員を、現行の15千人からさらに20~25千人増加。

ハ. 労働者職業訓練の推進(55百万ポンド<17百万ポンド>)…76年8月以降、労働力供給委員会を通じ30~35千人を対象とする企業内職業訓練を実施。

ニ. 新規学卒者に対する補助金支給計画の拡充(25万ポンド<25万ポンド>)…補助金支給対象である新規学卒者の範囲を「昨75年夏以前」に卒業した者から「昨75年クリスマス以前」の卒業者へ拡大。

ホ. 公営住宅の改築工事実施(76年度中に完成の見込み)により、建設業における失業者の減少を企図(50百万ポンド<50百万ポンド>)(50年12月号「要録」)

参照)。

(2) 長期対策

- イ. 産業投資補助制度の拡充(55百万ポンド<18百万ポンド>)…印刷機械産業等を新たに本制度の対象に加える。
- ロ. 開発委員会(Development Commission)を通じ地方における小規模工場建設に対し資金を援助(1百万ポンド<1百万ポンド>)。
2. 本措置に関し、ヒーリー蔵相は、「今後の物価安定および着実なる成長の達成に配慮して国内需要の全般的リフレッシュは回避したが、これにより76年度中約70千人の雇用者数および職業訓練者数の増加が見込まれる」旨明らかにした。

◇英国政府、中期財政支出白書を発表

1. 英国政府は2月19日、1975年度以降79年度までの5年度間を対象とする「中期財政支出白書(Public Expenditure to 1979—1980)」(注)を発表した。

(注) 中期財政支出白書は1963年以降公表されており、現在のように計画期間を5年間とし、ローリング・プラン方式が採用されたのは1969年度以降である(白書という形式は知らない公共支出の長期見通しは1961～62年の2年間作成された)。

その主な内容は次のとおり。

- (1) 国債利子負担額を除く財政支出額(1975年価格表示)は、1975～79年度間に17億ポンド削減される(46,372→44,672百万ポンド)反面、国債利子負担額は同期間に25億ポンド増加(50→75億ポンド)する。この結果、国債利子負担額を含む財政支出額は、予備費の増加も併せ同期間中21.5億ポンドの増加(51,172→53,322百万ポンド)となる(ただし、財政支出総額の対GDP(注)比率は、1975年の60%から79年には53%へ低下)。

(注) 本年度白書の計画策定の基礎となる経済見通しについては、1974～79年間のGDP平均成長率を3.4%としている。

- (2) 昨75年1月発表の白書における計画(今回1975年価格表示に改訂)との比較によれば、国債利子負担額を除く支出額は1975、76の両年度には各々15.89億ポンド、4.8億ポンド増加し、1977、78の両年度に各々10.34億ポンド、24.14億ポンド削減されている。削減対象は、輸出、産業、雇用および社会保障等に関する項目を除く全項目で、特に教育、道路、運輸等における削減が目立つ。他方、国債利子負担額は、同じく75年白書計画比でみると、75～78年度を通じて増大しており、1978年度には33億ポンドの増加(1975年度4.5億ポンド増)となっている。

- (3) 政府が本年度白書の計画に沿った政策を進める場合

には、ある程度の個人消費抑制が必要になり、従って増税を必要とする可能性がある。

2. 以上のように、本年度白書において将来の財政支出規模縮小をうたった政府のねらいは、インフレの収束と国際収支改善のため財政収支じり赤字の縮小を図り、また同時に産業政策を優先させつつ適正な経済成長を達成することにある。この点に関し、①労組側からは、「財政支出削減は福祉国家存立の基盤を揺るがせるもの」との反発がみられ、②また産業界からは、「現在、経済活動に占める財政部門のウエイトが高く、逆に民間部門のウエイトが低いことを考えると、本計画の目指す方向は正しい。もっとも財政収支赤字の拡大を防ぐ観点からすると、計画算定の基礎となった経済見通しが楽観的すぎ、従って財政支出削減規模についても過少のそしりを免れない」との批判が出された。③さらに一般に、計画策定と実際の財政運営との関連について、「中期財政計画の策定自体は望ましいが、過去の財政運営の実績をみると、支出規模の増額修正が常であり、今後も支出管理が有効に行われない可能性が大きい」(各紙)との見方が多い。

英國の財政支出計画(1975～79年度)

(75年価格ベース単位・百万ポンド)

	1975 年度	1976 年度	1977 年度	1978 年度	1979 年度
防衛	4,538	4,586	4,573	4,541	4,541
海外協力	734	882	953	1,027	1,085
農林漁業	1,438	987	840	641	612
輸出・産業・雇用関連					
投資補助	63	23	5	2	1
その他	2,618	2,249	2,085	2,121	2,113
国有企業関係	3,358	3,050	2,647	2,789	2,907
道路・運輸	2,316	2,193	2,032	1,860	1,852
住宅	4,018	4,097	4,064	4,014	4,090
環境	2,217	2,045	2,062	1,991	1,981
治安維持	1,444	1,470	1,462	1,439	1,438
教育	6,164	6,234	6,141	6,024	5,995
保健	5,285	5,317	5,384	5,465	5,548
社会保障	9,463	10,002	10,014	9,964	9,963
その他公共サービス	682	686	686	675	679
一般サービス	713	678	697	716	739
北アイルランド関係	1,321	1,336	1,306	1,263	1,258
その他	0	0	50	140	130
小計	46,372	45,835	44,901	44,392	44,672
国債利子負担	5,000	6,200	7,000	7,500	7,500
予備費	0	700	900	1,200	1,400
不足	—200	—250	—250	—250	—250
合計	51,172	52,485	52,551	52,842	53,322

支出計画(75年1月計画比増減要因)

(75年価格ベース、単位・百万ポンド)

	1975 年度	1976 年度	1977 年度	1978 年度	1979 年度
支 出 計 画	46,372	45,835	44,901	44,392	44,672
75年1月計画比	+ 1,589	+ 480	△ 1,034	△ 2,414	
増 減 要 因	75年4月 予 算 案 75年7月イ ンフレ対策 75年9月 雇用対策 各種措置 (固有化等) そ の 他	△ 42 + 24 + 21 + 566 + 1,020	△ 1,123 + 172 + 116 + 856 + 459	— + 1 + 25 + 561 △ 1,621	— 1 11 + 548 △ 2,974

(注) 国債利子負担は除く。

主要支出項目別(75年1月計画比増減)

(75年価格ベース、単位・百万ポンド)

輸出・産業・ 雇用関連	2,681 (+ 397)	2,272 (+ 578)	2,090 (+ 478)	2,123 (+ 492)	2,114
国有企业関係	3,358 (+ 503)	3,050 (+ 77)	2,647 △ 249	2,789 △ 324	2,907
社会保障	9,463 (+ 173)	10,002 (+ 464)	10,014 (+ 301)	9,964 (+ 39)	9,963
教育	6,164 (+ 28)	6,234 △ 84	6,141 △ 331	6,024 △ 618	5,995
保健	5,285 (+ 4)	5,317 △ 39	5,384 △ 93	5,465 △ 152	5,548
道路・住宅・ 環境	8,551 (+ 81)	8,335 △ 386	8,158 △ 736	7,865 △ 1,095	7,923
防衛	4,538 △ 9	4,586 △ 134	4,573 △ 173	4,541 △ 198	4,541

(注) カッコ内は75年1月計画比増減。

◇英国、北海油田開発の石油会社2社、開発資金調達のため新型社債を発行

北海3大油田の一つニニアン油田の開発に参加しているロンドン・スコティッシュ海底石油会社(London & Scottish Marine Oil)およびスコティッシュ・カナディアン石油運輸会社(Scottish Canadian Oil & Transportation)は2月5日、開発資金(両社のニニアン油田に対する利権のシェアは9%で、開発総費用は計103百万ポンドうち12百万ポンドは支出済み)調達のため、通常の社債(両社合計75百万ポンド)と新型の石油生産社債(Oil Production Stock)(同0.75百万ポンド)を組合せて発行した。石油生産社債の特徴は、①生産額に応じて配当が行われること、②償還期限が確定していないこと、などである。

石油生産社債の発行条件等は次のとおり。

(1) 石油生産社債は、一般社債(期間7年、表面利回り

14%)の応募者に対し100ポンド当たり、1ポンド(10単位)までの優先購入権を認める。

(2) 発行額 75万ポンド

期 間 次のいずれかの時期には、額面価格で償還に応じる。

イ、石油生産累積量が一定水準(ロンドン・スコティッシュ海底石油会社は92百万バレル、スコティッシュ・カナディアン石油運輸会社は28百万バレル)に達した時。

ロ、油田での生産終了時。

ハ、2010年12月31日。

配 当 石油生産額(ドル価格表示)から生産コストおよび利権料を控除した金額の8.75%

配当時期 年2回

発行価格 1単位10ペニス(=0.1ポンド)

◇西ドイツ、7.5%ものおよび8%もの連邦債を同時発行

1. 西ドイツ政府は2月5日、7.5%もの(1)および8%もの(2)連邦債を同時発行することとし、その発行要領を以下のとおり決定した。

	(1)	(2)	(前回)
発 行 額	250百万マ ルク	450百万マ ルク	(660百万マ ルク)
表 面 金 利	7.5%	8%	(8%)
期 間	5年	8年	(6年)
発 行 億 格(金額比)	99.5%	100.0%	(99.5%)
応募者利回り	7.62%	8%	(8.11%)

売出し期間 2月11~13日<ただし上記発行額中、それぞれ(1)200百万マルクおよび(2)400百万マルクについて>

2. 今回の連邦債異種銘柄同時発行について、ブンデスバンクでは、「昨年末に長期国債の発行を再開してから日が浅く、市場の消化地合いか必ずしも明確でないことにかんがみ、債券発行市場の機能が再びまひすることのないよう、今後の国債の発行方針を見極めるために行ったもの」と説明している。なお同連邦債は、このところの債券市場の活況を映して、上記売出し期間半ばにして全額消化済みとなったと伝えられる。

◇フランス、操短対象労働者の所得補償に関する労使協定を更改延長

1. フランス経団連は2月3日、主要労働組合代表との間に操短対象労働者の所得補償に関する新労使協定(有効期限本年9月末)を締結した。今次協定は昨年6月締

結された旧協定(75年末期限切れのところ、2月まで延長中。50年7月号「要録」参照)を実質的に更改延長するものである。その概要は以下のとおり。

- (1) 企業は操短対象労働者に対し、従来どおり喪失労働時間につき現行時間当たり賃金の50%相当額を支給する。
 - (2) 当該補償金の最低限度を10%引上げ(現行7→7.7フラン)、本年1月1日にさかのばって6月末まで適用する。なお労使間で7月以降の最低限度を交渉することとし、交渉が妥結しない場合には7.9フラン(7月1日以降9月末まで適用)とする。
2. なお今次協定成立に際し、政府は補償金のうちの国庫負担分について、その一部を次のように引上げる(2月23日から適用)旨発表した。

喪失労働時間総数年間80時間未満…時間当たり3.0フラン(20%引上げ)

〃 年間80時間以上160時間以内…同3.5
フラン(据置き)
〃 年間160時間超470時間以内…同4.5
フラン(据置き)

3. 上記協定は、景気が回復過程にあるものの操短対象労働者数は引き続き高水準(約40万人)であり、当面目立った減少は望み薄な状況に対応して決定されたものとみられる。

◇イタリア、新内閣発足

1. イタリアでは1月7日の第4次モロ内閣総辞職後政局の混乱が続いているが、2月11日、モロ首相はキリスト教民主党単独内閣を組閣(第5次モロ内閣)した。

主要閣僚は以下のとおり。

首 相 マルド・モロ(留任)
(副首相制は廃止)
外 相 アリアーノ・ルモール(留任)
蔵 相 エミリオ・コロンボ(留任)
予算相 ジュリオ・アンドレオッティ(留任)
経済相 ガエターノ・スタンマーティ(新任)

2. なお議会における新内閣の信任投票(下院2月21日、上院25日)に際しては、社会民主党が前内閣の時と同様、閣外協力の立場から積極支持を行ったほか、前回閣外協力を行っていた社会党および前与党の共和党が棄権の形で消極的ながら支持することを明らかにした。

◇イタリア、緊急リラ対策を決定

1. イタリア信用貯蓄閣僚審議会は2月4日、リラ売り圧力に対処するため以下の措置を決定発表した。

- (1) 商業銀行に対する預金準備率を0.75%引上げ15.75%とし、2月以降適用する。また75年末の預金残高に対し0.75%の特別準備率を設定し、2月および4月に半額ずつ積立てを行わせる(ただし、4月積立分については3月に繰上げてこれを行わせる旨、2月24日に決定)。
 - (2) 居住者外貨預金の預入期間を従来の「貸記日の翌月末まで」(平均45日間)から「貸記日より15日以内」に短縮する。なお2月4日現在の居住者外貨預金残高は、11日までに取崩されなければならないものとする。
 - (3) 海外移住労働者がイタリア国内の銀行に特別外貨預金勘定を設定することを認める。
2. なおコロンボ蔵相は、「これらの措置は緊急対策であり、今後の情勢変化いかんにより改訂ないし撤廃の可能性もある」とコメントしている。

◇イタリア、外国為替市場における公的介入再開および公定歩合引上げ等を決定

1. イタリア政府およびイタリア銀行は2月24日、1月21日以降停止していた外国為替市場における official quotation および公的介入を3月1日以降再開する旨、決定、発表した。本決定は、新内閣発足による政局混乱の一応の收拾、ならびに对外借款交渉の進展(ECからの10億ドル借款に関する基本的合意の取付け等)を背景に行われたものとみられている。

2. なお上記決定との兼合いからリラ対策として、次の措置が同日併せ決定された。

- (1) 公定歩合再引上げ……1%引上げ8%とし、2月25日以降実施する。新レートは以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

手形割引歩合

商業手形割引	8.0%、ただし高率適用(注) の場合は11.0%(7.0%、同 10.0%)
--------	---

食糧備蓄機関手形 3.5%(3.5%、据置き)

貸付歩合

通常貸付	8.0%(7.0%)
債券担保特別短期貸付	8.0%、ただし高率適用(注) の場合は最高11.0%(7.0%、 同10.0%)

(注) 高率適用の方法

(1) 商業手形割引の場合……従来どおり、当該割引実施直前の半期(1~6月または7~12月)における商業手形割引額平均残高が支払準備制度適用対象預金平均残高の1%を超える銀行に対して3.0%の割引金利を適用する。

(2) 債券担保特別短期貸付の場合……最初の貸付から次の貸付までの期間(本貸付の利用頻度)に応じて従前どおり1~3%

の罰則金利を加算する。すなわち、商業銀行が最初の貸付を受けた後90日以内に2回目の貸付を受けた場合は3.0%、91～120日以内は2.0%、121～150日以内は1.0%の金利をそれぞれ加算適用する(151日以上経過した場合は高率適用の対象外)。

(2) 短期輸出優遇金融制度(50年10月号「要録」参照)の新規適用停止(即日実施)。

◇イタリア、外貨持出し制限措置を決定

イタリア為替局は2月26日、リラ対策として観光用外貨持出し制限措置を即日実施する旨決定した。それによれば、1人当りの年間持出し限度額は従来どおり500千リラ相当とするが、このうち銀行券およびトラベラーズ・チェックによる持出しが65千リラ相当に制限されることとなった(残余は旅行信用状、外国所在銀行払いのpayment order、譲渡禁止銀行小切手に限る)。

◇イタリア銀行協会、プライム・レートならびに預金金利の引上げを決定

イタリア銀行協会は2月27日、月中2回行われた公定歩合引上げ(通算2%)に呼応して、プライム・レートを12%から14%へ2%引上げるとともに、銀行間で協定している預金金利の上限も0.75～1%引上げ、いずれも3月1日から実施する旨決定した。

預金金利の新レートは以下のとおり(単位%、カッコ内は旧レート)。

預金残高	当座預金	貯蓄預金
20百万リラ超	最高6.25(5.25)	最高7.25(6.25)
50百万リラ以下		
50百万リラ超	〃 6.75(5.75)	〃 7.75(6.75)
100百万リラ以下		
100百万リラ超	〃 7.00(6.00)	〃 8.00(7.00)
250百万リラ以下		
250百万リラ超	〃 7.25(6.50)	〃 8.25(7.50)

◇スイス、財政面からの景気刺激措置を発表

1. スイス政府は2月9日、総額約8億フラン(うち約3億フランが76年に支出)に上る財政面からの景気刺激措置を決定し、議会へ提出した。本措置につき同政府は、「雇用面の改善を主眼に置き、バランスのとれた経済成長を達成するために採られたもの」と説明している。

2. 本措置の概要は次のとおりである。

(1) 財政投融資(649百万フラン)

本支出の対象となる投資計画は鉄道、郵便・電信電話、住宅、軍事等である。

(2) 地方公共団体への建設投資奨励金(約1億フラン)
州、市町村等地方公共団体の建設プロジェクトに対し、コストの10%を連邦政府が補助する。ただし対象プロジェクトは77年末(一部78年末)までに完成することを条件とし、また1プロジェクトに対する奨励金は50万フランを限度とする。

(3) 若年労働者失業救済等(11百万フラン)

◇スイス中央銀行、私募債発行規制の撤廃等を決定

スイス中央銀行は2月中旬、昨年12月に導入した私募債発行の規制措置(1月号「要録」参照)を撤廃する旨決定し、市中各行に通告した。本決定は、上記規制措置により国内中小金融機関の私募債引受けが困難になっている状況にかんがみ行われたものと一般に受け止められている。

なお同行は併せて、外国金融機関による私募債の引受けを禁止する旨決定した。

◇オランダ政府、私募形式国債発行の方針を発表

オランダ政府は2月5日、今後以下のような条件による私募形式の国債発行を行うとの方針を発表した。同政府によれば本方式採用の目的は、①国債発行に伴う資本市場への影響を軽微にし、②特に地方自治体による資金調達との競合を極力回避することにあるとされている。本方針については、本年の財政収支じり赤字が75年(97億ギルダー)をさらに上回る見通しであり(151億ギルダー)、資金調達も巨額化することにかんがみて決められたものと、一般に受け止められている。

発行額 25百万ギルダー以上

金 利 市場レート

期 間 8～10年

◇ベルギー、手形再割引レートの一部引上げ等を実施

1. ベルギー中央銀行は2月11日、概要次のような方式により手形再割引限度わく(注)の分割使用ならびに再割引レートの一部引上げを実施する旨決定、発表した。

(1) 各市中銀行に対する再割引限度わくをA、B兩わくに二等分し、中央銀行再割引はAわくの範囲内でのみ行う(残りのBわくについては再割引保証機関(I.R.G.(注)参照)においてのみ再割引が可能)。

(2) Aわくの再割引レートは従来の公定歩合水準(6.0%)に据置くが、Bわくの再割引レートについては従来比2.0%引上げる(6.0→8.0%)。

(注) ベルギーにおける手形再割引限度わくは、各行別に、当該銀行の資本金、準備金、中・長期金融債発行残高、預金残高(要求払および定期性)の合計額(ただしインターバンク貸付金を控除)に一

定率を乗じて算出される。手形再割引機関としてはベルギー中央銀行および I.R.G.(Institut de Réescompte et de Garantie <再割引保証機関>)、1935年特別法に基づき民間18行の出資により設立された特殊法人。中央銀行再割引に不適格な手形の再割引ないし保証を行うことより中央銀行の貸出を補完すること本来の任務とするが、手形再割引限度わくの範囲内において中央銀行再割引(適格手形の再割引も行う)があり、75年4月以降各行は上記限度わくの範囲内において、中央銀行、I.R.G.いずれに対しても再割引を求める(I.R.G.の再割引レートは公定歩合並み)こととされていた。

2. 今次措置は、①最近のベルギー・フラン売投機に向った資金の一部に中央銀行または I.R.G. の再割引により調達した資金も含まれているとみられていることから、投機を抑制するためこうした資金調達を抑制する必要があったこと、②他方で、景気浮揚の観点から公定歩合上げは回避する必要があったこと、などの事情にかんがみ決定されたものと一般に受け止められている。

◇スウェーデン、物価凍結措置を実施

スウェーデン政府は2月27日、かん詰製品および冷凍食品等に対する物価凍結措置を決定し、即日実施する旨発表した。

本措置につき同国政府は、「かん詰製品等の昨年の物価上昇率が原材料費の上昇率を上回ったことにかんがみて導入したもの」と説明している。

◇ノルウェー、会社等の新規設立および拡張に対する許可制導入法の成立

1. ノルウェー議会は2月初、新規事業の開始および既往事業の拡大に対する許可制度導入法案を可決した。これにより1977年以降、同国において企業の新設ないし、拡大に際しては、政府の許可が必要とされることとなった。
2. 本措置は、国内地域開発を促進する見地から、既存工業地帯への企業進出を制限するとともに、低開発地域の工業化をねらったものとされている。

◇フィンランド、短期対外債務の増加抑制措置を発表

フィンランド銀行は1月末、短期対外債務の増加を抑制するため、同国の輸入業者に対して概要以下の輸入ユーチャンス期限超過特別税を導入、3月1日から実施する旨発表した。すなわち、輸入業者は、従来同様1年以内のシッパーズ・ユーチャンスを享受することができるが、今後はユーチャンス期限が6ヶ月を超えた時点で、翌暦月につきユーチャンス享受残高の10%をフィンランド銀行に納入することとし、その後も残高がある場合は、各月残高の5%を納入する。

なお1年超のユーチャンスを受けるについては、従来と

同じく中央銀行の特別認可が必要である。

◇スペイン、ペセタの対米ドル相場介入点を切下げ

1. スペイン銀行は2月9日、同国通貨ペセタの対米ドル介入点を切下げる(1米ドル当り59.89~92ペセタから66.54~60ペセタ)旨決定即日実施した。
2. 本措置について同行は、「最近の国際金融市場における為替投機の拡大に伴い、これがペセタに及ぼすの未然に防止するためのもの」と説明している。

◇ポルトガル、金担保借款につき西ドイツ、スイスの両国と合意

1. ポルトガルのゼニヤ蔵相は2月4日、西ドイツ、スイスの両国から金を担保に総額3億ドルの借款を受けることにつき、関係国政府と合意に達した旨発表した。本借款の供与条件等は次のとおり。

	西 ド イ ツ	ス イ ス
信用供与金額	250百万ドル	50百万ドル
信用供与形式	ブンデスバンクのポルトガル中央銀行への預け金とし、取決め締結後直ちに実施。	不 詳
担 保	金。担保価格は最近2か月のロンドン金市場の平均相場の80%。	金。(担保価格は不詳)。
期 間	6か月、ただし6か月ごと3回まで更新可能(最長2年)。	不 詳
金 利	米国T B並み。	不 詳

2. 本借款は、もとより最近増大の一途をたどっているポルトガルの国際収支赤字(1974年△160億エスクード、1975年実績見込み△300億エスクード)に対するファイナンスを目的としたものとみられている。なお、ポルトガルの外貨準備は75年11月末現在14.85億ドルで、うち11.42億ドルが金とされている(市場筋では、昨年末ごろから金が約4トン売却され、最近の金保有量は約800トンとみている)。

◇ポルトガル、転入課徴金制度対象品目を大幅に削減

ポルトガル政府は2月央、昨75年6月に導入し更年後も延長実施してきた輸入課徴金制度(50年7月号「要録」参照)の対象品目を3月31日以降、奢侈品(輸入総額の7%前後)にのみ限り、従来対象となっていたその他の品

目(輸入総額の約4割)にはこれを適用しない旨発表した。

◇南アフリカ準備銀行、貸出増加額規制を実施

南アフリカ準備銀行は2月16日、貸出増加額規制を実施した。本規制の内容は、商業銀行の対民間部門向け貸出の増加率を、①3月末までは1.5%以内(対75年12月31日残高比、以下同様)、②その後改めて通告するまでは、月率0.5%以内にそれぞれ抑えることを骨子としている。

今回の措置に関し、De Jongh 総裁は、「国際収支の改善を意図するとともに過剰流動性がもたらす潜在的なインフレ促進効果減殺を目的としたもの」と説明している。

◇南アフリカ、為替管理を強化

1. 南アフリカ政府は2月17日、概要次のような為替管理の強化を実施した。

- (1) 居住者は、外貨を取得後7日以内(従来は30日以内)に公認外国為替ディーラーに売却する。
- (2) 公認外国為替ディーラーは、船積書類の提示を受けたときに限って、輸入業者に対し外貨を売却することができる。

2. 本措置に関しては、従来の同国景気過熱に伴う物価上昇、輸入増大等に関連して、このところリーズ・アンド・ラグズの動きが認められ、これがランドの切下げを誘発する懸念が生じたために採られたものとみられている。

アジアおよび大洋州諸国

◇ASEAN 首脳会議の開催

ASEAN(東南アジア諸国連合)加盟5か国(フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア)は2月23、24日の両日、ASEAN発足(1967年)以来初の首脳会議をバリ島(インドネシア)で開催した。本会議では、加盟諸国間の政治・経済面での協調について討議が行われ、「ASEAN協和宣言」(バリ宣言)および「東南アジア友好協力条約」が調印された。しかしながら、経済協力面で帰するが注目されていた自由貿易地域構想については、加盟国間の意見不一致が解消できなかった(インドネシア、マレーシアが反対)ため、長期的目標として掲げられるにとどまった。

- (1) 「ASEAN協和宣言」の要旨

- イ. 長期的目標として、域内の特恵関税取決めを締結することを目指す。
- ロ. 域内の基幹産業(化学肥料、鉄鋼など)を育成する

ため相互に協力する。

- ハ. 緊急時においては、加盟国相互間における物資(石油、米など)の融通を優先する。
- ニ. 域外市場における貿易障害の撤廃を求め、共同で交渉にあたる。
- ホ. 輸出製品の生産拡大、質的改善および新製品開発のため、技術協力をを行う。
- ヘ. 国連などにおける、通貨、貿易、資源開発などに関する討議に際して共同歩調をとる。
- (2) 「東南アジア友好協力条約」の要旨
 - イ. 政治、経済、社会、文化、科学等の分野における加盟国間の協調を促進する。
 - ロ. 域内の経済成長促進を図る。このため、各国は農・工業の発展、貿易の拡大に努める。
 - ハ. 相互の内政に干渉せず、紛争解決のために武力を行使しない。
 - ニ. 加盟国間の紛争が発生した場合、その解決のため、閣僚級の高級評議会を設置する。
 - ホ. 各国は国外からの干渉および国内における反政府活動に対する抵抗力(resilience)の強化に努める。

◇77か国グループ閣僚会議の開催

第3回77か国グループ閣僚会議は2月2~7日、発展途上108か国(1967年発足当時の加盟77か国およびその後加盟した31か国)が参加してマニラ(フィリピン)で開催された。本会議は5月にナイロビ(ケニア)で開催予定の第4回UNCTAD(国連貿易開発会議)総会に備えて、発展途上国の意思統一を図ることを目的としたもので、最終日にその立場を盛込んだ「マニラ宣言」が採択された。

同宣言の主要点は次のとおり。

- (1) 第4回UNCTAD総会において、一次產品価格を安定させるための総合プログラム(買支えのための共通基金設置等)を決定する。
- (2) 発展途上国の工業化と工業品(半製品を含む)輸出を促進する措置をとる(先進国の輸入障壁撤廃等)。
- (3) 国際通貨制度を発展途上国の利益に合致するよう改革する。
- (4) すべての発展途上国、特にMSAC等に対する2国間あるいは多国間援助を強化する。
- (5) 発展途上国が各国における多国籍企業の活動を規制する権限を自由に行使できるようにする。
- (6) 社会主義諸国と発展途上国間の貿易を拡大するための機関を設置する。
- (7) UNCTADに国連総会で決定した諸原則を具体的に取決める能力を持たせるなど、その機能を強化する。

◇韓国、1976年の経済目標を発表

韓国政府は2月初め、76年の主要経済目標(総資源予算)を発表した。これによると、本年は経済政策の基本を「安定基調の定着化」に置くこととし、このため成長率を昨年並みの7ないし8%に設定、物価抑制を重点目標とすることとされている。主要目標以下のとおり。

国内経済目標

(単位・%)

	1976年目標	1975年実績
実質経済成長率	7.0~8.0	7.4
うち農林水産業	4.0	6.2
鉱工業	12.0~13.9	11.8
建設業・社会間接資本およびその他	4.8~5.6	4.9
消費者物価上昇率	12内外	25.4
卸売物価上昇率	10内外	20.2
マネー・サプライ(M ₁)増加率	20	25.0
国内信用増加率	26.1	31.9

国際収支目標(IMFベース)

(単位・百万ドル)

	1976年計画	1975年実績 (暫定)
経常収支	- 1,471	- 1,845
貿易収支	- 914	- 1,443
輸出	(28.4) 6,500	5,064
輸入	(13.9) 7,414	6,507
貿易外収支	- 711	- 612
受取支払	1,051	873
移転収支	1,762	1,485
長期資本収支	154	210
短期資本収支	1,493	1,215
誤差・脱ろう	4	716
金融勘定	-	- 148
外貨準備増加額	74	513
外貨準備高(年末)	100	451
	1,600	1,500

(注) カッコ内は前年実績比増加率・%。

◇韓国、1975年の国民総生産(暫定)統計を発表

韓国銀行の発表によれば、1975年の実質GDPは前年比7.4%増と前年(同+8.6%)を下回る伸びにとどまった(注)。これは、農林水産業部門の生産拡大、政府建設投資の増大を映した建設業・社会間接資本部門の好伸びもかかわらず、大宗をなす製造業およびその他部門(卸・

韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年比増減(一)率・%)

		1973年	1974年	1975年
G N P	総額	16.5	8.6	7.4
	農林水産業	5.5	5.6	6.2
	鉱工業	30.4	17.0	11.8
	うち製造業	30.9	17.5	11.8
	建設業および社会間接資本	24.0	5.4	10.6
	その他の他	11.3	4.6	2.6
G N E	個人消費支出	8.5	5.4	5.3
	政府の財貨・サービス經常購入	3.4	15.0	11.1
	総投資	38.0	19.5	- 1.7
	うち国内総固定資本形成	29.2	10.2	8.7
	財貨および用役の輸出	60.8	- 2.3	15.0
	(控除)財貨および用役の輸入	35.7	3.4	- 0.4

(注) 1970年不変価格による。

小売業が中心)が国内消費の伸び悩みと在庫投資の大幅落込みから、近年にない低い伸びにとどまることによるものである。

(注) 名目では9兆518億ウォン(前年比+33.5%、187億ドル相当)。
同1人当たり、257千ウォン(531ドル相当)。

◇韓国、輸出前貸金融制度に新方式を導入

韓国銀行は、輸出前貸金融につき、一定水準以上の輸出実績を有する業者に対しては新たに融資限度額の設定による包括融資方式を適用できることとし、2月2日から実施した。この結果、同行の輸出前貸金融制度は從来からの信用状に基づく個別融資方式と新方式との二本建となった。新方式の骨子は次のとおり。

- (1) 融資対象企業……前年または過去1年間の輸出実績が300百万ドル以上、平均外貨稼得率(注1)30%以上の企業で、かつ過去1年間に輸出支援金融制度(注2)の利用に関し違反事実がないもの(当該企業の申請に基づき主取引先外国為替銀行が選定する)。
- (2) 融資対象資金……輸出のための生産集荷資金。
- (3) 融資額……対象企業の主取引先外国為替銀行が発行する輸出実績(注3)確認書の金額(ドル建)に韓国銀行の査定による当該企業の平均外貨稼得率および1ドル当たり420ウォンを乗じた金額の範囲内。
- (4) 融資期間……90日以内。ただし韓国銀行が必要と認めた場合は延長することができる。
- (5) 金利……従来の輸出前貸金融利率と同率(市中銀行の貸出金利9%、ただし76年6月30日までは臨時措置

として7%。韓国銀行の対市中貸出金利は3.5%）。

なお、韓国銀行は今次措置の実施と同時に、これによるマネー・サプライの急増を防止するため、輸出前貸金融にかかる同行の貸出最高限度を85%（従来90%）に引き下げた。

（注1）輸出額一輸出のための原材料輸入額／輸出額。

（注2）輸出前貸金融のはか農水産物輸出金融、外貨表示供給金融（米軍等外国機関に対する商品供給のための融資）、輸出品用原材料に対する輸入金融（外貨建）を含む。これらはいずれも韓国銀行の対市中優遇貸出の対象となる。

（注3）融資対象企業による融資申請前2ヶ月間の輸出実績。

韓国ではかねてから信用状の到着が遅れがちのため輸出前貸の融資期間が短縮されてきており、今回の措置はこうした傾向に対処し信用状の到着前にも実績に基づく融資の道を開き、輸出の振興を図ろうとするものである。

◇韓国、総合金融会社法の制定

1. 韓国では、昨年12月17日「総合金融会社に関する法律」が成立、同月31日公布された。同法の骨子は次のとおり。

- (1) 総合金融会社は、各種の金融業務を総合的に取扱う商法上の株式会社で、財務部長官が指定する。
- (2) その営業しうる業務範囲を次のとおりとする。
 - イ. 外貨借入れ・同転貸および外資導入のあっせん。
 - ロ. 企業に対する設備・運転資金の投融資。企業の振出す手形の割引、売買、引受および保証。
- ハ. 有価証券の引受、募集。
- ニ. 社債および債務証書の発行。

ホ. 企業の経営指導に関する業務。

ヘ. リース業、証券投資信託業、信託業法に基づく金銭信託以外の信託業の兼営（ただし、それぞれ該当法による認可を要する）。

- (3) 総合金融会社は、財務部長官の認可をえて商法の規定にもかかわらず自己資本（資本金、積立金および剰余金）の10倍を限度として社債（注）（償還期間2年6か月以上）を発行することができる。

(4) 総合金融会社が証券投資信託業を営む場合、同一の契約に関し、委託会社と受託会社を兼ねることはできない。また受益証券の発行残高は資本金の3倍を超えることはできない。

（注）商法第470条……社債の総額は資本金と準備金の総額を超えることができない。

2. 同国では、明年から重化学工業化の推進による高成長の達成（実質年平均+9.0%、現行計画同+8.6%）を目指し、第4次5か年計画に着手する予定であるが、その

成否は300億ドルに上る投資資金の調達いかんにかかっているとされている。しかし、①国内資金の動員には国民の所得レベル、貯蓄性向の低さからおのずから制約があり、②海外からの公的援助も削減の方向にあること、などの事情から、民間ベースの外資導入が重要な役割を果すものとみられている。こうした状況下、政府は既存の地場金融機関を補完する見地から、新しい形の金融機関を認め、大手外銀と地場有力企業との合弁しやすい環境を整え、民間外資の円滑な導入を企図したものである。

◇タイ、米穀輸出振興委員会を設置

タイ政府は2月6日、米の輸出窓口を一本化し、輸出業者間の値下げ競争を防止するとともに、米の輸出促進を図ることを目的として、米穀輸出振興委員会（Rice Export Promotion Council）を設置した。同委員会の権限・機能は以下のとおり。

- (1) 同委員会は米の最低輸出価格を決定・変更する（従来貿易委員会が発表していた標準価格は廃止）。
- (2) 最低輸出価格での輸出が困難な場合、同委員会は政府に対し輸出税および輸出プレミアムの削減を勧告する。
- (3) 同委員会は、メンバーとして登録された輸出業者に對し輸出ライセンスを発給する。
- (4) 1口500トン以上の輸出については、当該輸出案件をまとめた業者に対し20%を優先的に割当て、残り80%はその他の業者に配分する。

◇マレーシア、預金準備率を引下げ

マレーシア中央銀行は2月14日、商業銀行の預金準備率を7%から6%に引下げ、16日から実施した。

同行によれば、今回の措置は、景気浮揚を図る一環として、商業銀行の融資拡大を促進することを目的としたもの。

◇シンガポール、為替管理規制を緩和

シンガポール金融管理庁（MAS）は2月5日、インドネシア、フィリピン、タイへの投資自由化、対外投資限度引上げ、通貨の持込み・持出しの完全自由化、為替管理手続きの簡素化等を内容とする為替管理規制の大幅緩和を発表した。

今回の措置は、国際金融センターとしてのシンガポールの発展とASEAN各国への投資促進を目的としたものとされているが、ASEAN首脳会議（2月23、24日）を目前に控えて発表されたことから、同会議に上程予定の域

内自由貿易市場構想(その実現により最も利益を受けるのはシンガポール)に対する他国の批判を和らげ、その実現に対する意欲を内外に示す政治的配慮も働いたものとみられる。

今次為替管理規制緩和の主要点は以下のとおり。

(1) インドネシア、フィリピン、タイに対する投資を自由化

上記3か国を新たに特別取極地域(scheduled territories、旧ポンド地域)に加え、資金移動を自由化した。この結果、從来から特別取極地域となっているマレーシアを含めすべてのASEAN加盟国に対する投資障壁が除去された。

(2) 居住者の対外投資限度額を引上げ

シンガポール居住者による特別取極地域外の外国通貨建預金、証券および不動産に対する投資限度額を、個人は10万シンガポール・ドルから25万シンガポール・ドルに、法人は3百万シンガポール・ドルから5百万シンガポール・ドルに引上げた。

(3) 通貨の持込み・持出しを完全自由化

從来シンガポール・ドル、マレーシア・ドル、インドネシア・ルピア、ブルネイ・ドル、インド・ルピーの持込み、持出しが禁止されていたが、これを解除し、すべての通貨の持込み・持出しを自由化。

(4) 為替管理手続を簡素化

イ. 海外向け送金および外貨の購入について、外國為替取扱い認可銀行限りの承認可能限度額を3万シンガポール・ドルから5万シンガポール・ドルに引上げ。

ロ. 特別取極地域外への輸入決済支払いについては、從来輸出入登録管理官(Controller and Registrar of Imports and Exports)により確認された通関済み送り状の提出が要求されていたが、これを廃止。

ハ. 輸出入登録管理官の輸出承認限度額を、從来の2万シンガポール・ドルから5万シンガポール・ドルに引上げ。

びココナッツの國際市況上昇にかんがみ、コーヒーに対する輸出税を引上げ(100kg当り50ルピー→300ルピー)、またココナッツについては輸出税を復活した(トン当りココナッツ核800ルピー、ココナッツ殻600ルピー)。

◇イラン、1976/77年度予算案を発表

イラン政府は2月4日、1976/77年度予算案を議会に提出した。同国では、最近の世界的な石油需給の緩和傾向を映じて石油収入の減少をみていて(75年中石油輸出額、前年比-10.5%)が、現行の第5次5ヵ年計画(48年5月号「要録」参照)を積極的に推進する見地から、かなり意欲的な歳出計画を組んだため、近年にない赤字予算(赤字額1,450億リアル)となった。

本予算案の特色は次のとおり。

- (1) 岁出は、開発計画に必要な外国人労働者の導入資金増加等に伴う一般行政費の大幅伸長に加え、経済関係費が農業・石油関連・天然ガス部門等の開発費を中心に、また社会関係費も教育、住宅、社会福祉等の拡充の観点からそれぞれかなりの増額をみたため、総額20,568億リアルと昨年度を14.0%上回った。なお、昨年度まで引続いて、頭著な伸びを示してきた国防費の増勢がここへきて鈍化した(前年度比、75/76年度+41.0%、本年度+7.9%)のが注目される。
- (2) 岁入は、大幅な租税収入の増加を見込んでいるものの、石油・天然ガス部門の減収予想が響いて、総額19,118億リアルと昨年度に比べ微増(同+6.0%)にとどまった。このため、同政府は財政赤字補てんのため12億ドル程度の海外資金調達を余儀なくされる見通し。

イランの1976/77年度予算案

(単位・億リアル)

	1975/76 年 度	1976/77 年 度	前年度比增 減(△)率・%
歳 入	租 税 収 入	2,188	3,130
	石油・天然ガス収入	14,808	14,090
	そ の 他	1,039	1,898
	合 計	18,035	19,118
歳 出	一 般 行 政 費	1,763	2,510
	國 防 費	5,255	5,668
	社 会 関 係 費	3,181	3,979
	經 濟 関 係 費	4,230	5,791
	そ の 他	3,606	2,620
合 計		18,035	20,568
収 支 じ り		—	△ 1,450

(注) 会計年度は3月21日から翌年3月20日。

(注) バングラデシュのショート製品は国営企業で生産されているため民間企業で生産されるインド製品に比べ5~20%方価格が安いといわれる。

なお、同政府は上記の措置と併行して、コーヒーおよ

◇豪州、資源政策の弾力化方針を発表

豪州政府は2月初旬、新政権発足(昨年12月13日、労働党から自由党・地方党連立政権へ移行)以来の懸案で、海外からも注目を集めていた資源政策について、基本的には前政権の路線を踏襲しつつも、民間部門の主導性回復促進やウランに対する外資参加の認可など随所に弾力化の方向がうかがわれる方針を発表した。

その内容は次のとおり。

- (1) 現在政府が所有している石炭、天然ガス、ウラン、銅の開発における権益を売却する一方、今後は民間部門との合弁事業による資源開発には直接参加せず、また鉄鉱石、原料炭等の価格交渉に対する介入も原則として廃止する。
- (2) 資源開発に対する外資参加を限度内(50%以下)で積極的に認め、従来禁止されていたウラン開発に対する外資参加も他の資源と同様50%まで認める。

同国では昨年9月、すでに前政権の下でそれまでの行過ぎた資源民族化政策(50年1月号「要録」参照)が反省され、資源開発に対する外資参加比率を50%まで認める(ウランを除く)などの修正がなされていたが、依然資源に対する国家管理色が強かったため、これが民間部門の開発投資鎮静化の一因になったことや、国際収支の悪化(75年10~12月、-7.2億豪ドル)などもあって開発資金自体も不足をきたしてきていることなどから、今次措置が打出されたものとみられている。

◇豪州、ニット外衣の輸入規制を強化

豪州政府は2月23日、ニット外衣の輸入規制方式を従来の2国間協議による国別規制(韓国、台湾、香港、中国、インドの5か国のみが対象)からグローバルな総量規制に移行し、年間輸入割当量を従来の輸入実績の3分の2に削減する(3千万枚→2千万枚)措置を発表した。

同国では、ニット外衣について、これまで上記5か国ごとに輸入業者に対し前年度実績に応じて輸入割当が行われてきたが、ルーマニアなど東欧諸国からの輸入については例外として扱われてきたため、実質的には輸入増をみてきた。こうしたことから、政府は東欧からの輸入量を規制すると同時に、2国間協議の対象外となっていたフィリピンなどアジアの他の繊維輸出国の不満を和らげることをねらって、今回の措置を実施したものとみられる。

共産圏諸国

◇ソ連、1975年経済実績を発表

ソ連は1月31日、75年の経済実績(確報)を発表した。主要経済指標等は次表のとおり。

ソ連の主要経済指標

(前年比増減(-)率・%)

	1974年実績	1975年計画	同実績
支出国民所得	5.0	6.5	4.0
鉱工業生産	8.0	6.7	7.5
うち生産財	8.3	7.0	7.9
消費財	7.2	6.0	6.5
農業生産	- 3.7	n.a.	- 6.0
うち穀物	- 12.1	10.3	- 28.4
投資総額	7.0	7.3	9.0
工業労働生産性	6.5	5.7	5.9
1人当たり実質所得	4.2	5.0	4.2
小売売上高	5.9	6.2	7.0
貿易	21.5	13.0	26.0

ソ連の主要品目の生産実績

品目	単位	1975年実績	1974年の前年比増減(-)率	
			前年比増減(-)率	前年比増減(-)率
電力	億KWH	10,380	6.5	6.6
石油	百万トン	491	7.0	7.0
天然ガス	億m ³	2,890	10.7	10.6
石炭	百万トン	701	2.5	2.4
粗鋼	〃	141	3.7	3.8
肥料	〃	90	12.3	11.1
合成樹脂	〃	2.8	14.0	7.4
NC工作機械	千台	5.5	25.0	16.3
工業計器	億ルーブル	42	12.0	13.5
電子計算機	〃	29	32.0	35.2
農業機械	〃	38	9.0	16.3
乗用車	千台	1,201	7.3	22.1
穀物	百万トン	140	- 28.4	- 12.1
酪農製品	〃	23.6	2.2	9.0
食肉	〃	15.2	4.1	7.4
織物	億m ²	99.6	1.3	1.5

◇ポーランド、75年経済実績と76年経済計画を発表

ポーランド政府は、このほど75年の経済実績および76年の経済計画を発表した。発表の概要は次のとおり。

1. 75年経済実績

- (1) 工業生産は、前年比12.3%増と計画を上回る高い伸びを示した。これは、投資の増大(同14.0%増)とこれによる新規生産設備の稼働開始から、労働生産性が大幅に上昇したためである。
- (2) 農業生産は、異常気象により前年比2.6%減となり、特に穀物は前年比約15%の大幅減産を余儀なくされた。
- (3) この結果生産国民所得は、前年比約8.0%増と計画をやや下回った。

2. 76年経済計画

- (1) 工業生産の伸びは、投資の伸び悩み(前年比7.1%増)、対西側貿易収支悪化による輸入抑制強化の方針の下で、前年比8.8%増と控えめに設定。部門別には輸出産業の振興を特に重視する(前年比12%増)。
- (2) 農業生産は、穀物生産の回復に重点を置き、前年比5.9%増を見込む。
- (3) 生産国民所得は前年比8.3%増と、前年実績並みに拡大する。
- (4) 対外面では、輸出の伸長(前年比12.2%増)により、対西側貿易収支赤字の縮小を目指す。

ポーランドの主要経済指標

(前年比増減(ー)率・%)

	1975年計画	同 実 績	1976年計画
生産国民所得	9.8	約 8.0	8.3
工 業 生 産	11.4	12.3	8.8
農 業 生 産	3.7	— 2.6	5.9
投 資	6.0	14.0	7.1
工業労働生産性	9.3	10.6	7.7
実質賃金	10.2	約 8.0	3.5
小売売上高	n.a.	14.7	約 14.0
輸 出	18.4	23.3	12.2
輸 入	14.0	19.0	n.a.

◇ポーランド、日本から延払輸出信用わくを取付け

ポーランド政府は2月27日、わが国から供与される延払信用わくについて本邦大手商社11社との間で合意に達し、覚書を交換した。覚書の要点等次のとおり。

1. 要点

- (1) 延払輸出信用わく 76・77年度分総額4.5億ドル
- (2) 金利 年7.5%以上
- (3) 返済期間 8年程度(据置期間なし)
- (4) 信用供与方式 本邦商社がポーランド外国貿易省に延払信用を供与し、輸銀、市中金融機関が商社に対して延払信用相当額の円資金を融資。

2. 背景

ポーランドは、本年初から第5次5ヵ年計画に着手していることもあるてわが国からのプラント類の輸入に積極的であるが、同国の外貨事情が窮屈化していることから、わが国に対し輸出信用の供与を強く要請していた。一方わが国としても、対ポーランド貿易の出超幅が拡大の一途(注)をたどっている状況下で同国向け輸出をさらに促進するためには、当面信用供与をおいて道がないとの判断から今次供与わくを認めたもので、その額は過去3回の供与額(70年6月～76年3月、計4.8億ドル)に比較して極めて大きなものとなっている。なお今後、ルーマニア、ブルガリアに対しても本件に準じ、延払信用わくが認められる予定。

(注) 日本・ポーランド貿易の推移(単位・百万ドル)

	1971年	72年	73年	74年	75年
日本の輸出	42	89	130	221	257
〃 輸入	31	40	49	79	80

収支じり

11

49

81

142

177

(資料: 外閣貿易概況)

◇ポーランド、貿易管理制度を改革

ポーランド政府は1月1日、貿易管理の一元化、外国貿易省の権限強化等を主内容とする貿易管理制度の改革を行った。改革の概要とその背景は次のとおり。

1. 概要

- (1) 各省に所属していた外国貿易公団を、外国貿易省の管轄下に置く(各公団は独立採算制)。
- (2) 輸出入に関し従来かなりの自主性が認められていた九つの工業省は、今後は外国貿易省の指示に基づき貿易取引を行う。
- (3) 企業合同(注)は、従来通り輸出入のイニシアティブを有するが、その実行に当っては事前に外国貿易省の同意を得なければならない。
- (4) 次の事項は外国貿易省の専管事項とする。

イ. ターン・キー・プラントの買付け

ロ. 建設中のプラント完成に必要な資本財の輸入

ハ. 外国貿易銀行の国内企業に対する外貨貸付けの返済に充当するための輸出

ニ. 石炭、銅、船舶等重要品目の輸出入

2. 背景

同国は前5ヵ年計画期間(71～75年)中、工業化推進のため対西側輸入を積極的に実施したが、反面輸出は、西側景気の停滞下、同国商品の競争力の弱さも加わって伸び悩んでいた。この結果、75年には対西側先進国貿易の収支じりは、約30億ドルの大幅赤字(74年同23億ドル)を余儀なくされ、対外債務残高(約60億ドル)や債務返済比

率(約25%)も高水準に達したと伝えられる。今回の措置は、こうした状況下、輸入抑制、輸出促進を一層効率的に行うとともに、外貨の有効利用を図るために実施されたものとみられている。

(注) 73年以降、規模の利益を図るため各企業を統合して設立された大経済組織で、計画当局の制約は少なく、かなりの独立性と意思決定権限を有している。76年1月1日現在、総数165に達し、同国工業生産の80%を占め、工業労働者総数の75%を雇用しているといわれる。

◆ルーマニア、日本と租税条約を締結

ルーマニア政府は2月12日、日本政府との間で租税条約を締結した。本条約は二重課税を防止するとともに、経済・文化交流の促進をねらったものである。なおルーマニアは、日本が租税条約を締結した最初の社会主义国となった。条約の要点は次のとおり。

- (1) 投資所得に対する課税の最高限度を利子、配当については10%、技術などの使用料については15%とする。
- (2) 文化交流取決め(74年4月)に基づいて国が行う芸能関係事業による所得は相互に課税しない。

◆中国、1975年中預金動向を発表

中国は1月、1975年中の預金動向を発表した。発表の要点は次のとおり。

- (1) 75年の全国預金増加額は65年実績比50%以上の伸びを示し、この結果75年末の全国預金残高は65年末の2.3倍(注)に達した。
- (2) 農村部では全国の人民公社社員の75年預金増加額はこれまでの最高を記録、75年末預金残高は65年末比廣東省で4.17倍、吉林省、黒竜江省、河南省で各5倍以上に増加した。
- (3) 都市部の預金口座数は、75年中33%増加した(北京、上海、天津の3市では65万口座増)。

こうした預金増加、とりわけ農村における好伸の背景として中国の報道は、理論学習運動等を通じて、農村においても勤儉節約、貯蓄増強の自覚が高まったことを指摘している。

(注) 昨年の発表によれば74年末残高は65年末比2倍以上に増加しており、これを2.0倍と仮定すれば75年末残高は前年末比+15%と、前年(+13%と発表)の伸びを上回る。